◎換気設備

		(い)検	查項目 ———	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
_	(1)	機械	機械換	給気機の外気取	目視又はこれに類する方法(以	建築基準法施行令(昭和
法第		換気	気設備	入口並びに直接	下「目視等」という。)により	25 年政令第 338 号。以
28条		設備	(中央	外気に開放され	確認する。	下「令」という。)第
第 2			管理方	た給気口及び排		129条の2の5第2項
項又			式の空	気口への雨水の		第三号の規定に適合し
は第			気調和	浸入等の防止措		ないこと。
3項			設備を	置の状況		
の規	(2)		含	給気機の外気取	目視等又は触診により確認す	取付けが堅固でないこ
定に			む。)	入口及び排気機	る。	と又は著しい腐食、損
基づ			の外観	の排気口の取付		傷等があること。
き換				けの状況		
気設	(3)			各居室の給気口	給気口及び排気口の位置関係	著しく局部的な空気の
備が				及び排気口の設	を目視等及び設計図書等によ	流れが生じているこ
設け				置位置	り確認するとともに、必要に	と。
られ					応じて気流方向を気流検知器	
た居					等を用いて確認する。	
室(換	(4)			各居室の給気口	目視等又は触診により確認す	取付けが堅固でないこ
気設				及び排気口の取	る。	と又は著しい腐食、損
備を				付けの状況		傷等があること。
設け	(5)			風道の取付けの	目視等又は触診により確認す	風道の接続部に損傷が
るべ				 状況	る。	あり空気が漏れている
き調						こと又は取付けが堅固
理室						でないこと。
等を	(6)			風道の材質	目視等又は触診により確認す	令第 129 条の 2 の 5 第
除					る。	2 項第五号の規定に適
<.)						合しないこと。
	(7)	•			目視等又は触診により確認す	機器に損傷があるこ
				機の設置の状況	る。	と、取付けが堅固でな
						いこと又は著しい腐
						 食、損傷等があるこ
						と。
	(8)	1		換気扇による換	目視等により確認する。	外気の流れにより著し
				気の状況		 く換気能力が低下する
						構造となっているこ
						と。
	(9)			各居室の給気口	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品
				及び排気口にお		が放置されているこ
						と。

		ける物品の放置		
		の状況		
(10)	機械換	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇	令第 20 条の 2 第一号口
	気設備		所を偏りなく抽出し、風速計	の規定に適合しないこ
	(中央		を用いて風速を測定し、次の	と又は風速の測定が困
	管理方		式により換気量を算出する。	難な場合にあっては、
	式の空		ただし、風速の測定が困難な	次のイ若しくは口のい
	気調和		場合にあっては、在室者がほ	ずれかに該当するこ
	設備を		ぼ設計定員の状態において、	と。
	含		還気の二酸化炭素含有率又は	イ 還気の二酸化炭素
	む。)		還気と外気の二酸化炭素含有	含有率を確認した場合
	の性能		率の差を検知管法又はこれと	にあっては、還気の二
			同等以上の測定方法により確	酸化炭素含有率が 100
			認する。	万分の 1000 を超えて
			V = 3600 v AC	いること。
			この式において、V、v、A	ロ 還気と外気の二酸
			及びCは、それぞれ次の数値	化炭素含有率の差を確
			を表すものとする。	認した場合にあって
			V 換気量(単位 1時間につ	は、還気と外気の二酸
			き立方メートル)	化炭素含有率の差が
			v 平均風速(単位 1秒につ	100 万分の 650 を超え
			きメートル)	ていること。
			A 給気口断面積(単位 平方	
			メートル)	
			C 次の式により計算した給	
			気量に対する外気の混合比	
			$C = (V2) \div (V1)$	
			この式において V1 及び V2	
			は、それぞれ次の数値を表す	
			ものとする。	
			V1 空気調和設備の送風空気	
			量(単位 1時間につき立方メ	
			ートル)	
			V2 空気調和設備への取り入	
			れ外気量(単位 1時間につき	
			立方メートル)	
(11)		中央管理室にお	中央管理室において制御及び	中央管理室において制
		ける制御及び作	作動の状況を確認する。	御又は作動の状況を確
		動状態の監視の		認できないこと。
		状況		

	(12)	中央	空気調	空気調和設備の	目視等又は触診により確認す	取付けが堅固でないこ
		管理	和設備	設置の状況	る。	と又は著しい腐食、損
		方式	の主要			傷等があること。
	(13)	の空	機器及	空気調和設備及	目視等により確認する。	空気調和機器又は配管
		気調	び配管	び配管の劣化及		に変形、破損又は著し
		和設	の外観	び損傷の状況		い腐食があること。
	(14)	備		空気調和設備の	目視等又は触診により確認す	運転時に異常な音、異
				運転の状況	る。	常な振動又は異常な発
						熱があること。
	(15)			空気ろ過器の点	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第
				検口		1832 号第四号の規定に
						適合しないこと又は点
						検用の 10 分な空間が確
						保されていないこと。
	(16)			冷却塔と建築物	目視等により確認するととも	令第 129 条の 2 の 5 第
				の他の部分との	に、必要に応じ鋼製巻尺等に	二号の規定に適合しな
				離隔距離	より測定する。	いこと。
	(17)		空気調	各居室の温度	居室の中央付近において温度	令第 129 条の 2 の 5 第
			和設備		計により測定する。	3項の表(四)項の規定に
			の性能			適合しないこと。
	(18)			各居室の相対湿	居室の中央付近において湿度	令第 129 条の 2 の 5 第
				度	計により測定する。	3項の表(五)項の規定に
						適合しないこと。
	(19)			各居室の浮遊粉	居室の中央付近において粉じ	令第 129 条の 2 の 5 第
				じん量	ん計により測定する。	3項の表(一)項の規定に
						適合しないこと。
	(20)			各居室の一酸化	居室の中央付近においてガス	令第 129 条の 2 の 5 第
				炭素含有率	検知管等により測定する。	3項の表(二)項の規定に
						適合しないこと。
	(21)			各居室の二酸化	居室の中央付近においてガス	令第 129 条の 2 の 5 第
				炭素含有率	検知管等により測定する。	3項の表(三)項の規定に
						適合しないこと。
	(22)			各居室の気流	居室の中央付近において風速	令第 129 条の 2 の 5 第
					計により測定する。	3項の表(六)項の規定に
						適合しないこと。
_	(1)	自然換	気設備	排気筒、排気フ	目視等又は触診により確認す	不燃材でないこと。
換気		及び機	械換気	ード及び煙突の	る。	
設備		設備		材質		
を設	(2)			排気筒、排気フ	目視等又は触診により確認す	取付けが堅固でないこ
ける				ード及び煙突の	る。	と又は著しい腐食、損
べき				取付けの状況		傷等があること。

調理	(3)	I	給気口、給気	_ ┃目視等により確認するととも	令第 20 条の 3 第 2 項
室等	(3)		に に に に に に に に に に に に に に	日祝寺により曜説するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等	第一号イ(3)、(4)、(6)
王守					
			気筒、排気フー	により測定する。	又は(7)の規定に適合し
			ド及び煙突の大		ないこと。
	(-)		<i>***</i>		A
	(4)		給気口、排気口	目視等により確認するととも	令第20条の3第2項
			及び排気フード	に、必要に応じて鋼製巻尺等	第一号イ(1)又は(2)の規
			の位置	により測定する。	定に適合しないこと。
	(5)		給気口、給気	目視等又は触診により確認す	鳥の巣等により給排気
			筒、排気口、排	る。	が妨げられているこ
			気筒、排気フー		と。
			ド及び煙突の設		
			置の状況		
	(6)		排気筒及び煙突	目視等又は触診により確認す	断熱材に脱落又は損傷
			の断熱の状況	る。	があること。
	(7)		排気筒及び煙突	目視等により確認するととも	令第 115 条第 1 項第三
			と可燃物、電線	に、必要に応じて鋼製巻尺等	号イ(2)又は第2項の
			等との離隔距離	により測定する。	規定に適合しないこ
					と。
	(8)		煙突等への防火	目視等又は触診により確認す	昭和 45 年建設省告示第
			ダンパー、風道	3.	1826 号第 4 第二号又は
			等の設置の状況		第三号の規定に適合し
					ないこと。
	(9)		各居室の給気口	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品
			及び排気口にお		が放置されているこ
			ける物品の放置		٤.
			の状況		
	(10)	自然換気設備	煙突の先端の立	目視等により確認するととも	令第 115 条第 1 項第一
			ち上がりの状況	 に、必要に応じて鋼製巻尺等	号又は第二号の規定に
			 (密閉型燃焼器具	 により測定する。	適合しないこと。
			の煙突を除く。)		
	(11)	機械換気設備	煙突に連結した	 目視等により確認する	昭和 45 年建設省告示第
	, ,		排気筒及び半密		1826 号第 4 第四号の規
			閉式瞬間湯沸器		定に適合しないこと。
			等の設置の状況)C 22 0 0. 1 0 0 0
	(12)		換気扇による換	<u>│</u> │目視等により確認する	外気の流れにより著し
	(12)		気の状況		く換気能力が低下する
			2.0 - D(DO		構造となっているこ
					と。
	(13)		 給気機又は排気	 目視等又は触診により確認す	機器に損傷があるこ
	(13)		機の設置の状況		と、取付けが堅固でな
			仮の取単の1人/兀	る。	こ、秋刊りが室回では

					いこと又は著しい腐食、損傷等があるこ
					٤.
	(14)		機械換気設備の	排気口の同一断面内から5箇	令第20条の3第2項
			換気量	所を偏りなく抽出し、風速計	第一号イ又は昭和 45 年
				を用いて風速を測定し、次の	建設省告示第 1826 号
				式により換気量を算出する。	第3の規定に適合しな
				V = 3600 v A	いこと。
				この式において、V、ν及び	
				A は、それぞれ次の数値を表	
				すものとする。	
				V 換気量(単位 1時間につ	
				き立方メートル)	
				v 平均風速(単位 1秒につ	
				きメートル)	
				A 開口断面積(単位 平方メ	
				ートル)	
Ξ	(1)	防火ダンパー	防火ダンパーの	設計図書等により確認すると	令第 112 条第 21 項の
法第		等(外壁の開口	設置の状況	ともに、目視等により確認す	規定に適合しないこ
28条		部で延焼のお		る。	と。
第 2	(2)	それのある部	防火ダンパーの	目視等又は触診により確認す	平成 12 年建設省告示第
項又		分に設けるも	取付けの状況	る。	1376 号第1の規定に適
は第		のを除く。)			合しないこと又は著し
3項					い腐食があること。
の規	(3)		防火ダンパーの	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動
定に			作動の状況		しないこと。
基づ	(4)		防火ダンパーの	目視等又は触診により確認す	防火ダンパー本体に破
き換			劣化及び損傷の	る。	損又は著しい腐食があ
気設			状況		ること。
備が	(5)		防火ダンパーの	目視等により確認する。	平成 12 年建設省告示第
設け			点検口の有無及		1376 号第 3 の規定に適
られ			び大きさ並びに		合しないこと。
た居			検査口の有無		
室等	(6)		防火ダンパーの	目視等により確認する。	適正な溶解温度の温度
			温度ヒューズ		ヒューズを使用してい
					ないこと。
	(7)		壁及び床の防火	目視等により確認する。	平成 12 年建設省告示第
			区画貫通部の措		1376 号第 2 の規定に適
			置の状況		合しないこと。

(8)	連動型防火ダン パーの煙感知 器、熱煙複合式 感知器及び熱感 知器の位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合 式感知器にあっては昭 和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第二号二 (2)に適合しないこと。 熱感知器にあっては昭 和 48 年建設省告示第 2563 号第 2 第二号口 (2)の規定に適合しない こと。
(9)	連動型防火ダン パーの煙感知 器、熱煙複合式 感知器及び熱感 知器との連動の 状況	発煙試験器、加熱試験器等に より作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動 しないこと。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

1項(3)、(10)及び	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検
(17)から (22)まで、	査等の記録
2項 (14)並びに3項	
(9)	
1項(1)、(2)、(5)か	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築
ら(8)まで、 (11)か	士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施
ら (13)まで、 (15)	した検査の記録
及び (16)	
1項(4)及び(14)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士
	等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定
	に基づき実施した点検等の記録

◎排煙設備

		(い)検査	項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	(1)	排煙機	排煙機	排煙機の設置の	目視等又は触診により確	基礎架台の取付けが堅固でな
令第			の外観	状況	認する。	いこと又は著しい腐食がある
123						こと。
条第	(2)			排煙風道との接	目視等により確認する。	接続部に破損又は変形がある
3項				続の状況		こと。
第二	(3)			煙排出口の設置	目視等により確認する。	排出された煙により他への影
号に				の状況		響のおそれがあること。
規定	(4)			煙排出口の周囲	目視等により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があ
する				の状況		ること。
階段	(5)			屋外に設置され	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できな
室又				た煙排出口への		いこと。
は付				雨水等の防止措		
室、				置の状況		
令第	(6)		排煙機	排煙口の開放と	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作
129			の性能	の連動起動の状		動しないこと。
条の				況		
13	(7)			作動の状況	聴診又は触診により確認	排煙機の運転時の電動機又は
の3					する。	送風機に異常な音又は異常な
第						振動があること。
13	(8)			電源を必要とす	予備電源により作動の状	予備電源により作動しないこ
項に				る排煙機の予備	況を確認する。	と。
規定				電源による作動		
する				の状況		
昇降	(9)			排煙機の排煙風	煙排出口の同一断面内か	令第 123 条第 3 項第二号若
路又				量	ら5箇所を偏りなく抽	しくは令第 129 条の 13 の 3
は乗					出し、風速計を用いて1	第 13 項(これらの規定中国土
降口					点につき 30 秒以上継続	交通大臣が定めた構造方法の
ビ					して風速を測定し、次の	うち排煙機に係る部分に限
					式により排煙風量を算出	る。)又は令第 126 条の 3 第
令第					する。	1 項第九号(令第 128 条の 7
126					Q = 60AVm	第1項の規定が適用され、か
条の					この式において、Q、A	つ、区画避難安全性能に影響
2第					及び Vm は、それぞれ次	を及ぼす修繕等が行われてい
1項					の数値を表すものとす	ない場合にあっては、令第
に規					る。	126条の3第1項第九号を、
定す					Q 排煙風量(単位 1分	令第 129 条第 1 項又は令第
る居					につき立方メートル)	129条の2第1項の規定が適
室等					A 排煙出口面積(単位	用され、かつ、階避難安全性
					平方メートル)	能又は全館避難安全性能に影

(10)		中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	Vm 平均風速(単位 1 秒につきメートル) 作動の状況を確認する。	響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第二号及び令第126条の3第1項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(11) 排	P 機械排 煙設備 の排煙 日の外 観	排煙口の位置	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第三 号の規定に適合しないこと。 ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は 令第 129 条の 2 第 1 項の規 定が適用され、かつ、区画避 難安全性能、階避難安全性能 又は全館避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行われてい ない場合を除く。
(12)		排煙口の周囲の 状況	目視等により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる 障害物があること。
(13)		排煙口の取付け の状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等があること。
(14)		手動開放装置の 周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第五 号の規定に適合しないこと。 ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は 令第 129 条の 2 第 1 項の規 定が適用され、かつ、区画避 難安全性能、階避難安全性能 又は全館避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行われてい ない場合を除く。
(16)	機械排煙設備	手動開放装置に よる開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。

(17)		の排煙 口の性	排煙口の開放の 状況	目視等又は聴診により確 認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時 気流により閉鎖すること又は
		能			著しい振動があること。
(18)			排煙口の排煙風量	排煙口の同りない 1 点に 1 点に 1 点に 2 ま 30 秒に 2 を 割 を 割 が 2 に 2 に 3 の 数 は 2 を 第 を 3 の で 3 の で 4 で 4 で 5 メートル) マ 5 風速(単位 1 を 5 が 4 で 5 が 4 で 5 が 5 で 5 で 5 で 6 で 6 で 7 が 6 で 7 が 7 で 7 が 8 で 7 が	令第 126 条の 3 第 1 項第九 号の規定に適合しないこと。 ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は 令第 129 条の 2 第 1 項の規 定が適用され、かつ、区画避 難安全性能、階避難安全性能 又は全館避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行われてい
				秒につきメートル)	
(19)			中央管理室にお	中央管理室において制御	中央管理室において制御又は
			ける制御及び作	及び作動の状況を確認す	作動の状況を確認できないこ
			動状態の監視の	る。	۷.
			状況		
(20)			煙感知器による	発煙試験器等により作動	排煙口が連動して開放しない
			作動の状況	の状況を確認する。	こと。
(21)	排煙風	機械排	排煙風道の劣化	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著
	道	煙設備	及び損傷の状況		しい腐食があること。
(22)		の排煙	排煙風道の取付	目視等又は触診により確	接続部及び吊りボルトの取付
		風道隠	けの状況	認する。	けが堅固でないこと又は変形
		蔽部分			若しくは破損があること。
(23)		及び埋	排煙風道の材質	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第二
		設部分			号の規定に適合しないこと。
		を除			ただし、令第 128 条の 7 第 1
		<。)			項、令第129条第1項又は
					令第 129 条の 2 第 1 項の規
					定が適用され、かつ、区画避
					難安全性能、階避難安全性能
					又は全館避難安全性能に影響

					を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(2	24)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていたい場合を除く
(2	25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	ない場合を除く。 断熱材に脱落又は損傷がある こと又は令第126条の3第1 項第七号で準用する令第115 条第1項第三号イ(2)の規定 に適合しないこと。ただし、 令第128条の7第1項、令 第129条第1項又は令第 129条の2第1項の規定が適 用され、かつ、区画避難安全 性能、階避難安全性能又は全 館避難安全性能に影響を及ぼ す修繕等が行われていない場 合を除く。
(2	26)	防火ダ ンパー	防火ダンパーの 取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(2	27)	(外壁 の開口	防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しない こと。
(2	28)	部で延 焼のお それの	防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視等又は触診により確 認する。	防火ダンパー本体に破損又は 著しい腐食があること。
(2	29)	ある部 分に設 けるも	防火ダンパーの 点検口の有無及 び大きさ並びに 検査口の有無	目視等により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが 45 センチメートル以上の保 守点検が容易に行える点検口 並びに防火設備の開閉及び作

		のを除 く。)			動状態を確認できる検査口が 設けられていないこと。
(30)			防火ダンパーの 温度ヒューズ 壁及び床の防火 区画貫通部の措 置の状況(防火ダンパーが令第112 条第20項に規定 する準耐火構造 の防火区画を貫 通する部分に近	目視等により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。 防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
			接する部分に設けられている場合に限る。)		
(32)	特殊な構造の排煙設備	特構排備煙び口観なの設排及気外	排煙口及び給気 口の大きさ及び 位置	目視等により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一号ロ又はハ及び第二号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の7 第 1 項、令第 129 条第 1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(33)			排煙口及び給気 口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる 障害物があること。
(34)			排煙口及び給気 口の取付けの状 況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等があること。
(35)			手動開放装置の 設置の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(36)			手動開放装置の 操作方法の表示 の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第五 号の規定に適合しないこと。 ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は 令第 129 条の 2 第 1 項の規 定が適用され、かつ、区画避

				難安全性能、階避難安全性能 又は全館避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行われてい ない場合を除く。
(37)	特殊の設排の口能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一がら 5 箇 し、 は は な の 出 し 点 に て 風速 を 別 上 継 次 算 国 し に て 風速 を 別 定 量 を 引 な し て は よ の と の で V m は 、 な も の で V m は 、 す も の で V m と も の で V m と も の で V m と も の で V m と も の で V m と も の で V m と も の で V m と も の で V m と も の で V m と す と す と す か に か に つきメートル) V m できメートル) V m で で タートル) V m で きメートル) V m で きメートル) V m で きメートル) T が に で か に か に か に か に か に か に か に か に か に	令第 126 条の 3 第 2 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(38)		中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御 及び作動の状況を確認す る。	中央管理室において制御又は 作動の状況を確認できないこと。
(39)		煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により作動 の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しない こと。
(40)	特殊な 構造の	給気風道の劣化 及び損傷の状況	目視等により確認する。	給気風道に変形、破損又は著 しい腐食があること。
(41)	排煙設 備の風蔽 の風蔽 が び 部分埋 か 部分 で 部分 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	給気風道の材質	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第二 号の規定に適合しないこと。 ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は 令第 129 条の 2 第 1 項の規 定が適用され、かつ、区画避 難安全性能、階避難安全性能 又は全館避難安全性能に影響

	除 (。)			を及ぼす修繕等が行われてい ない場合を除く。
(42)		給気風道の取付 けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(43)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われてい
(44)	特殊な 構造の 排煙設	給気送風機の設 置の状況	目視等又は触診により確認する。	ない場合を除く。 基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(45)	備の給 気送風 機の外 観	給気風道との接 続の状況	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
(46)	特殊のおり、特殊ののは、特殊ののは、特殊ののは、特殊ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第 126 条の 3 第 2 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(47)		作動の状況	聴診又は触診により確認 する。	送風機の運転時の電動機又は 送風機に異常な音又は異常な 振動があること。
(48)		電源を必要とす る給気送風機の	予備電源により作動の状 況を確認する。	予備電源により作動しないこと。

				 予備電源による		
				作動の状況		
	(49)			給気送風機の給	排煙口の同一断面内から	令第 126 条の 3 第 2 項の規
				 気風量	┃ ┃5 箇所を偏りなく抽出	定に適合しないこと。ただ
					し、風速計を用いて1	し、令第 128 条の 7 第 1
					点につき 30 秒以上継続	項、令第 129 条第 1 項又は
					して風速を測定し、次の	令第 129 条の 2 第 1 項の規
					式により排煙風量を算出	定が適用され、かつ、区画避り
					する。	難安全性能、階避難安全性能
					Q = 60AVm	又は全館避難安全性能に影響
					この式において、Q、A	
					及び Vm は、それぞれ次	
					の数値を表すものとす	
					3.	
					°。 O 給気風量(単位 1分	
					につき立方メートル)	
					A 吸込口面積(単位	
					平方メートル)	
					Vm 平均風速(単位 1	
					秒につきメートル)	
	(50)			 中央管理室にお	中央管理室において制御	中央管理室において制御又は
				ける制御及び作	及び作動の状況を確認す	作動の状況を確認できないこ
				動状態の監視の	る。	۷.
				 状況		
	(51)		特殊な	吸込口の設置位	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口
			構造の	置		部に近接していること又は吸
			排煙設			込口が延焼のおそれのある位
			備の給			置に設置されていること。
	(52)		気送風	吸込口の周囲の	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物が
			機の吸	状況		あること。
	(53)		込口	屋外に設置され	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できな
				た吸込口への雨		いこと。
				水等の防止措置		
				の状況		
2	(1)	特別避難	惟階段	排煙機、排煙口	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
令第		の階段室	屋又は	及び給気口の作		
123		付室及び	が非常	動の状況		
条第	(2)	用エレヘ	ベータ	給気口の周囲の	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物が
3項		ーの昇降路又		状況		あること。
第二		は乗降口	コビー			
	l			<u> </u>	l .	

号に		に設ける	5排煙			
規定		口及び約				
する						
階段	(3)	加圧防	排煙風	 排煙風道の劣化	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著
室又	(3)	排煙設	道(隠		日代寺により唯恥りる。	
は付	(4)			及び損傷の状況		しい腐食があること。
室、	(4)	備	蔽部分	排煙風道の取付	目視等又は触診により確	接続部及び吊りボルトの取付
令第			及び埋	けの状況	認する。	けが堅固でないこと又は変形
129			設部分			若しくは破損があること。
123 条の	(5)		を除	排煙風道の材質	目視等により確認する。	不燃材料で造られていないこ
13			<。)			と。ただし、令第 129 条第 1
13 の3						項又は第 129 条の 2 第 1 項
						の規定が適用され、かつ、階
第						避難安全性能又は全館避難安
13						全性能に影響を及ぼす修繕等
項に						が行われていない場合を除
規定						<.
する	(6)		給気口	給気口の周囲の	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物が
昇降			の外観	状況		あること。
路又	(7)			給気口の取付け	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は
は乗				の状況		著しい腐食、損傷等があるこ
降口						٤.
ビー	(8)			給気口の手動開	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作でき
				放装置の設置の		ないこと。
				状況		
	(9)			給気口の手動開	目視等により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第
				放装置の操作方		696 号第五号イ(2)(i)の規定
				法の表示の状況		に適合しないこと。ただし、
						令第 129 条第 1 項又は第
						129条の2第1項の規定が適
						用され、かつ、階避難安全性
						能又は全館避難安全性能に影
						 響を及ぼす修繕等が行われて
						いない場合を除く。
	(10)		給気口	 給気口の手動開	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気
	_3/		の性能	放装置による開	,, _,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	口が開放していないこと。
			- 1110	放の状況		
	(11)			給気口の開放の	 目視等又は聴診により確	 開放時に気流により閉鎖する
	(11)			状況	日祝寺文は応じにより催 認する。	こと又は著しい振動があるこ
					アルグ ろっ	と。
	(12)		給気風	給気風道の劣化	目視等により確認する。	と。 給気風道に変形、破損又は著
	(12)		道(隠	和式風垣の多化 及び損傷の状況	口沈寺により唯祕りる。	和丸風道に変形、破損又は者 しい腐食があること。
			世(尼	及い独屬の仏爪		しい肉皮がめること。

(13)	及び埋	給気風道の取付 けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形
(14)		給気風道の材質	目視等により確認する。	若しくは破損があること。 不燃材料で造られていないこ
	<.)			と。ただし、令第 129 条第 1
				項又は第 129 条の 2 第 1 項
				の規定が適用され、かつ、階
				選難安全性能又は全館避難安
				全性能に影響を及ぼす修繕等
				が行われていない場合を除
(4 =)	(44 = 1)	/A = >V = 1/4 = ==		
(15)	給気送	給気送風機の設	目視等又は触診により確	基礎架台の取付けが堅固でな
	風機の	置の状況	認する。	いこと又は著しい腐食、損傷
(1.2)	外観			等があること。
(16)		給気風道との接	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は
		続の状況		変形があること。
(17)	給気送	給気口の開放と	作動の状況を確認する。	平成 28 年国土交通省告示第
	風機の	連動起動の状況		696 号第五号イ(5)の規定に
	性能			適合しないこと。ただし、令
				第 129 条第 1 項又は第 129
				条の2第1項の規定が適用さ
				れ、かつ、階避難安全性能又
				は全館避難安全性能に影響を
				及ぼす修繕等が行われていな
				い場合を除く。
(18)		給気送風機の作	聴診又は触診により確認	送風機の運転時の電動機又は
		動の状況	する。	送風機に異常な音又は異常な
				振動があること。
(19)		電源を必要とす	予備電源により作動の状	予備電源により作動しないこ
		る給気送風機の	況を確認する。	٤.
		予備電源による		
		作動の状況		
(20)		中央管理室にお	中央管理室において制御	中央管理室において制御又は
		ける制御及び作	及び作動の状況を確認す	作動の状況を確認できないこ
		動状態の監視の	る。	۷.
		状況		
(21)	給気送	吸込口の設置位	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口
	風機の	置		部に近接していること又は吸
	吸込口			込口が延焼のおそれのある位
				置に設置されていること。

(22)		は 込口の周囲の	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(23)	屋ない。	受外に設置され ・吸込口への雨 な等の防止措置 ・状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
(24)		歴開口部の排 風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合 しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条 の 2 第 1 項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全性能又 は全館避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われていな い場合を除く。
(25)		2気逃し口の大 さ及び位置	目視等により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ロの規定に適合 しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条 の 2 第 1 項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全性能又 は全館避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われていな い場合を除く。
(26)		2気逃し口の周 1の状況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
(27)	空	2気逃し口の取 けけの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等があること。
(28)		3気逃し口の作 かの状況	目視等により確認する。	給気口と連動して空気逃し口 が開放しないこと。
(29)		E力調整装置の たきさ及び位置	目視等により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合 しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条 の 2 第 1 項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全性能又 は全館避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われていな い場合を除く。

	(30)			圧力調整装置の 周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
	(31)			圧力調整装置の 取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等があること。
	(32)		圧力調 整装置 の性能	圧力調整装置の 作動の状況	目視等により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しな いこと。
3 令第	(1)	可動防煙	 要壁	手動降下装置の 作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこ と。
126 条の	(2)			手動降下装置に よる連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
2第 1項	(3)			煙感知器による 連動の状況	発煙試験器等により作動 の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
に規定す	(4)			可動防煙壁の材 質	目視等により確認する。	不燃材料でないこと。
る居 室等	(5)			可動防煙壁の防 煙区画	目視等により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動 を妨げる効果がないこと。
	(6)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御 及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は 作動の状況を確認できないこと。
4 予備 電源	(1)	自家用 発電装置	自家用 発電装 置等の 状況	自家用発電機室 の防火区画等の 貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは 第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適 合しないこと。
	(2)			発電機の発電容 量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が 少なく、防災設備を 30 分以 上運転できないこと。
	(3)			発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確 認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(4)			燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。

(E)		払動用の売与機	「十卦もり汨筌」といか	
(5)		始動用の空気槽	圧力計を目視等により確認された。味噌に	空気槽の自動充気圧力が、高
		の圧力	認するとともに、聴診に	圧側で 2.2 から 2.9 メガパス
			より確認する。	カル、低圧側で 0.7 から 1.0
				メガパスカルに維持されてい
				ないこと又は圧力が低下して
				も警報を発しないこと。
(6)		セル始動用蓄電	目視等により確認すると	電圧が定格電圧以下であるこ
		池及び電気ケー	ともに、蓄電池電圧を電	と、電解液量が機器に表示さ
		ブルの接続の状	圧計により測定する。	れた適正量より少ないこと又
		況		は電気ケーブルとの接続部に
				緩み、液漏れ等があること。
(7)		燃料及び冷却水	目視等により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があ
		の漏洩の状況		ること。
(8)		計器類及びラン	目視等により確認する。	予電機盤、自動制御盤等の計
		プ類の指示及び	1 100 () 1 - O() (AE BO) / O (器類、スイッチ等に指示不良
		点灯の状況		若しくは損傷があること又は
		W V 1 02 1/V 1/V		猫転表示ランプ類が点灯しな
				建粒衣がファフ 規が無利しな いこと。
(0)		力字四叉雨壮翠	口切笠刀は軸熱にトリア	-
(9)		自家用発電装置	目視等又は触診により確	基礎架台の取付けが堅固でな
		の取付けの状況	認する。	いこと又は著しい腐食、損傷
(10)			<u></u>	等があること。
(10)		自家用発電機室	室内の温度を温度計によ	給排気が 10 分でなく室内温
		の給排気の状況	り測定するとともに、作	度が摂氏 40 度を超えている
		(屋内に設置され	動の状況を確認する。	こと又は給排気ファンが単独
		ている場合に限		で若しくは発電機と連動して
		る。)		運転できないこと。
(11)		接地線の接続の	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい
		状況		腐食があること。
(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定す	測定結果が電気設備に関する
			る。	技術基準を定める省令(平成
				9年通商産業省令第52号)第
				58条の規定値を下回ってい
				ること。
(13)	自家用	電源の切替えの	↓ 作動の状況を確認する。	
(10)	発電装	状況	11 33 7 NOOC ME BO 7 30	いこと。
(14)	置の性	始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により
(14)	能	^H ヨ/J Y / 1八 // l	I L 表J Y T IV NO C HE iv y る。	作動しないこと又は電圧が始
	HC			
				動から 40 秒以内に確立しな
(4.5)		VP+= 0.11.70	D 10 66 TH=0 TH=0 TH=0 TH=0 TH=0 TH=0 TH=0 TH=0	いこと。
(15)		運転の状況	目視等、聴診又は触診に	運転中に異常な音、異常な振
			より確認する。	動等があること。

(16)			排気の状況	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、損
					 傷、き裂等による排気漏れが
					あること。
(17)			コンプレッサ	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な
			一、燃料ポン		振動があること。
			 プ、冷却水ポン		
			プ等の補機類の		
			作動の状況		
(18)	直結工	直結工	直結エンジンの	目視等又は触診により確	据付けが堅固でないこと、ア
	ンジン	ンジン	設置の状況	認する。	ンカーボルト等に著しい腐食
		の外観			があること又は換気が 10 分
					でないこと。
(19)			燃料油、潤滑油	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽
			及び冷却水の状		の貯蔵量が足りず 30 分間以
			況		上運転できないこと又は潤滑
					 油が機器に表示された適正な
					範囲内にないこと。
(20)			セル始動用蓄電	目視等により確認すると	電圧が定格電圧以下であるこ
			池及び電気ケー	ともに、蓄電池電圧を電	と、電解液量が機器に表示さ
			ブルの接続の状	圧計により測定する。	れた適正量より少ないこと又
					 は電気ケーブルとの接続部に
					緩み、液漏れ等があること。
(21)			計器類及びラン	目視等により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ
			プ類の指示及び		 類等に指示不良若しくは損傷
			点灯の状況		があること又は運転表示ラン
					プ類が点灯しないこと。
(22)			給気部及び排気	目視等により確認する。	変形、損傷、き裂等があるこ
			管の取付けの状		٤.
			況		
(23)			Vベルト	目視等又は触診により確	ベルトに損傷若しくはき裂が
				認する。	あること又はたわみが大きい
					こと。
(24)			接地線の接続の	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい
			状況		腐食があること。
(25)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定す	測定結果が電気設備に関する
				る。	技術基準を定める省令第 58
					条の規定値を下回っているこ
					と。
		l	l .	1	<u> </u>

次の影	表の上欄	に掲げる	直結エ ンジン の性能 る項目に	始動及び停止並 びに運転の状況 ついては、それぞれ	目視等、聴診又は触診に より確認する。 可表の下欄に掲げる記録が	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。
検査ス	方法にか	かわらる	ず、当該詞	記録により確認する	ことで足りる。	
	(20)、)、(18)、 (37)、(3 びに 2 ^項 項(3)	39)及び	前回の検査後にそれ 査等の記録	れぞれ(は)欄に掲げる検査方	ī法と同等の方法で実施した検
	(8)まで から(1 (19)、 (27)、 まで、(1 (13)、 で及び で、3 (6)並び)、(4)、 (4)まで、 (21)、(2 2 項(1)が (6)から (16)から (26)から 項(2)、(ずに 4 項	、(12) (16)、 22)及び から(4) (8)ま)、 (20)ま (5)及び (3)から	前回の検査後に建築	薬基準法令以外の法令の規定	定に基づき実施した点検等の記

(17)まで

◎非常用照明設備

	1371371	(い)検査	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
	(1)	項目			
1	(1)	非常用の	使用電球、ランプ	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第
照明		照明器具	等		1830 号第 1 第一号の規定
器具					に適合しないこと。
	(2)		照明器具の取付け	目視等及び触診により確認す	天井その他の取付け部に正
			の状況	る。	しく固定されていないこと
					又は予備電源内蔵コンセン
					ト型照明器具である場合
					は、差込みプラグが壁等に
					固定されたコンセントに直
					接接続されていないこと若
					しくはコンセントから容易
					に抜ける状態であること。
2	(1)	予備電源	予備電源への切替	作動の状況及び点灯時間を確	昭和 45 年建設省告示第
電池			え及び器具の点灯	認する。ただし、自動検査機	1830 号第 3 第二号又は第
内蔵			の状況並びに予備	能を有するものにあっては、	三号の規定に適合しないこ
形の			電源の性能	自動検査機能による検査終了	と。
蓄電				後における表示等により確認	
池、				することで足りる。	
電源	(2)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち	昭和四十五年建設省告示第
別置				最も暗い部分の水平床面にお	千八百三十号第四第一号の
形の				いて低照度測定用照度計によ	規定に適合しないこと。
蓄電				り測定する。ただし、自動検	
池及				査機能を有し、非常時のみL	
び自				EDランプが点灯するものに	
家用				あっては、自動検査機能によ	
発電				る検査終了後における表示等	
装置				により確認することで足り	
				る。	
	(3)		照明の妨げとなる	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放
			物品の放置の状況		置されていること。
	(4)	分電盤	非常用電源分岐回	目視等により確認する。	非常用の照明装置である旨
			路の表示の状況		の表示がないこと。
	(5)	配線	配電管等の防火区	目視等又は触診により確認す	令第 112 条第 20 項又は第
			画の貫通措置の状	るとともに、必要に応じて鋼	129条の2の4第1項第七
			況(隠蔽部分及び埋	製巻尺等により測定する。	号の規定に適合しないこ
			設部分を除く。)		と。

3電源置の電	(1)	配線		照明器具の取付け の状況及び配線の 接続の状況(隠蔽部 分及び埋設部分を 除く。)	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
池及 び自 家用	(2)			電気回路の接続の 状況	目視等により確認するととも に、必要に応じて回路計によ り測定する。	昭和 45 年建設省第 1830 号第 2 の規定に適合しない こと。
発電装置	(3)			接続部(幹線分岐及 びボックス内に限 る。)の耐熱処理の 状況	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合 しないこと。
	(4)			予備電源から非常 用の照明器具間の 配線の耐熱処理の 状況(隠蔽部分及び 埋設部分を除く。)	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 第三号の規定 に適合しないこと。
	(5)	切替回]路	常用の電源から蓄 電池設備への切替 えの状況	作動の状況を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合 しないこと。
	(6)			蓄電池設備と自家 用発電装置併用の 場合の切替えの状 況	作動までの時間を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合 しないこと。
4 電池 内蔵	(1)	配線及 充電ラ		充電ランプの点灯 の状況	目視等により確認する。	点滅スイッチを切断しても 充電ランプが点灯しないこ と。
形の 蓄電 池	(2)			誘導灯及び非常用 照明兼用器具の専 用回路の確保の状 況	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合 しないこと。
5 電源 別置 形の	(1)	蓄電池	蓄電池等	蓄電池室の防火区 画等の貫通措置の 状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しく は第 21 項又は令第 129 条 の 2 の 4 第 1 項第七号の規 定に適合しないこと。
蓄電	(2)		の	蓄電池室の換気の	室内の温度を温度計により測	室温が摂氏 40 度を超えて
池	(3)		状況	状況 蓄電池の設置の状 況	定する。 目視等又は触診により確認する。	いること。 変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	(4)			電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。

	(5)		蓄電	電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこ
	(C)			再知さる温度	海南司 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-	と。
	(6)		池	電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏 45 度
			(J)			を超えていること。
			性			
	(-)		能			A 55 5 . 5
	(7)		充	充電器室の防火区	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しく
			電	画等の貫通措置の		は第 21 項又は令第 129 条
			器	状況 		の2の4第1項第七号の規
						定に適合しないこと。
	(8)			キュービクルの取	目視等又は触診により確認す	取付けが堅固でないこと。
				付けの状況	る。	
6	(1)	自家	自	自家用発電機室の	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しく
自家		用発	家	防火区画等の貫通		は第 21 項又は令第 129 条
用発		電装	用	措置の状況		の2の4第1項第七号の規
電装		置	発			定に適合しないこと。
置	(2)		電	発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量
			装			が少なく、防災設備を 30
			置			分以上運転できないこと。
	(3)		等	発電機及び原動機	目視等又は触診により確認す	端子部の締め付けが堅固で
			の	の状況	る。	ないこと、計器若しくは制
			状			御盤の表示ランプ等に破損
			況			があること又は原動機若し
						くは燃料タンクの周囲に油
						漏れ等があること。
	(4)			燃料油、潤滑油及	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水
				び冷却水の状況		槽の貯蔵量が少なく30分
						以上運転できないこと又は
						潤滑油が機器に表示された
						適正な範囲内にないこと。
	(5)			始動用の空気槽の	圧力計を目視等により確認す	空気槽の自動充気圧力が、
				 圧力	るとともに、聴診により確認	 高圧側で 2.2 から 2.9 メガ
					する。	パスカル、低圧側で 0.7 か
						 ら 1.0 メガパスカルに維持
						されていないこと又は圧力
						が低下しても警報を発しな
						いこと。
	(6)			 セル始動用蓄電池	│ │目視等により確認するととも	・ ここ。 電圧が定格電圧以下である
				及び電気ケーブル	に蓄電池電圧を電圧計により	こと、電解液量が機器に表
				の接続の状況	測定する。	示された適正量より少ない
				1× 10/1/ 1/(/// 1× 1× 1///// 1× 1× 1///// 1× 1× 1///// 1× 1× 1///// 1× 1× 1× 1× 1× 1× 1× 1× 1× 1× 1× 1× 1×	////~ / 0 0	こと又は電気ケーブルとの
			<u> </u>			ここ人は电バブ・ブルこの

			接続部に緩み、液漏れ等があること。
(7)	燃料及び冷却水の 漏洩の状況	目視等により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
(8)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の 計器類、スイッチ等に指示 不良若しくは損傷があるこ と又は運転表示ランプが点 灯しないこと。
(9)	自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固で ないこと又は著しい腐食、 損傷等があること。
(10)	自家用発電機室の 給排気の状況(屋内 に設置されている 場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が10分でなく 室内温度が摂氏40度を超 えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電 機と連動して運転できないこと。
(11)	接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(12)	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。
(13)	自 電源の切替えの状 家 況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができ ないこと。
(14)	用 始動の状況 発 電 装	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこと。
(15)	置運転の状況の	目視等、聴診又は触診により 確認する。	運転中に異常な音、異常な 振動等があること。
(16)	性排気の状況能	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、 損傷、き裂等による排気漏 れがあること。
(17)	コンプレッサー、 燃料ポンプ、冷却 水ポンプ等の補機 類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な 振動等があること。

5項(2)から(6)まで並びに 6項(3)から(8)まで及び(10)から(17)までについては、前回の検査後に建築基準 法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわら ず、当該記録により確認することで足りる。